

五霞町イメージキャラクター「ごかりん」使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、五霞町を広くPRするために作成した町のイメージキャラクター「ごかりん」の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「キャラクター」とは、町が定めたイメージキャラクター「ごかりん」の基本デザイン(別図)及び町長が別に定めるその展開デザインをいう。

(キャラクターに関する権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、町に帰属する。

(使用できる者)

第4条 何人もキャラクターを使用することができる。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (3) 町の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (4) キャラクターの正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長がキャラクターの使用について不相当と認めるとき。

(使用の申請)

第5条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめキャラクター使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

- (1) 町又は町の職員が業務に関し使用するとき。
- (2) 町内の小学校又は中学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき。

(使用の承認)

第6条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容が第4条各号の一に該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

2 町長は、前項の規定によりキャラクターの使用を承認するときはキャラクター使用承認決定通知書(様式第2号)により、承認しないときはキャラクター使用不承認決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

る。

3 町長は、前項の規定によりキャラクターの使用の承認をする場合において、必要な条件を付することができる。

(使用料)

第7条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用承認期間)

第8条 キャラクターの使用を承認する期間は、当該承認の日から起算して1年を経過する日以後の最初の3月31日までを限度とする。ただし、承認の更新は妨げない。

(使用上の遵守事項)

第9条 キャラクターを使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 認められた目的及び用途にのみ使用し、町長の指示する条件に従うこと。
- (2) 使用者は、キャラクターを使用する権利について、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) キャラクターの形又はキャラクターに使用されている色を著しく変更しないこと。ただし、単色により使用する場合を除く。
- (4) キャラクターを使用する物品等には、「五霞町イメージキャラクターごかりん」の表記を付すること。ただし、スペース等の関係で表記が困難な場合は、「©五霞町」と付することをもって代えることができる。
- (5) 商標登録の出願を行わないこと。

(承認内容の変更)

第10条 キャラクターの使用の承認を受けた者(以下「使用承認者」という。)は、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめキャラクター使用変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請について、適当と認めるときは、キャラクター使用変更承認決定通知書(様式第5号)により、使用承認者に通知するものとする。

(承認の取消し)

第11条 町長は、使用承認者がこの告示又は承認内容に違反していると認められるときは、当該キャラクターの使用承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、キャラクター使用承認取消通知書(様式第6号)をもって行うものとする。

3 町長は、承認を取り消されたことにより使用承認者に損害が生じることがあっても、その責めを負わない。

(責任の制限)

第12条 使用承認者がキャラクターの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合においては、町は損害賠償又は損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(庶務)

第13条 この告示に定める庶務は、まちづくり戦略課において処理するものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別図（第2条関係）

